

京都大学経済学部の組織に関する規程

(平成十六年達示第二十六号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学経済学部（以下「経済学部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学部長)

第二条 経済学部に、学部長を置く。

2 学部長は、経済学研究科の教授をもって充てる。

3 学部長の任期は、二年とする。ただし、任期一年に限り再任することができる。

4 前項の規定にかかわらず、補欠の学部長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 学部長は、経済学部の校務をつかさどる。

(教授会)

第三条 経済学部に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(学科及び学科目)

第四条 経済学部の学科及び学科目は、次に掲げるとおりとする。

経済学科 理論・情報、経済史・思想史、財政・金融、産業・労働、国際経済

経営学科 経営、会計

(学部長)

第五条 前条に定める学科に学部長を置き、経済学研究科の教授をもって充てる。

2 学部長の任期は、一年とし、再任を妨げない。

3 学部長は、当該学科の業務をつかさどる。

(内部組織)

第六条 この規程に定めるもののほか、経済学部の内部組織については、学部長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 経済学部長の任期の改正について（平成元年十月三十一日評議会可決・総長裁定）は、廃止する。